

原料原産地及び京都府内産茶の表示に関する内規（案）

平成26年2月に公益社団法人京都府茶業会議所より発出された、他府県（滋賀、奈良、三重の3県）との県境における茶の生産・加工形態に関するJAS法上の原料原産地及び京都府内産茶の表示に沿うと、京都府外の圃場で生産された茶のみで「宇治茶」となる場合がある。

問題点

現行では、実際に生産されている圃場が府外であっても荒茶加工地が「京都府」であれば、原料原産地表示は「京都府産」となる。しかし、実際の生産地が府外であることから任意表示で「京都府産茶」「京都府産茶使用」などの商品への記載はできないといった、矛盾が生じる。

また、「宇治茶の定義」にある「京都府内産を優先する」の「京都府内産」に京都府外で生産された茶生芽を原料原産地表示（荒茶加工地が京都府内）に、現行のまま含めた場合、京都府内圃場の茶生芽が含まれていない「宇治茶」ができてしまう。

「宇治茶」とするには、一定の割合で「京都府内圃場」で生産された茶を使用するなどとした場合、その割合を担保することは非常に困難である。

対応

茶市場で、圃場と荒茶加工場（住所）を明記した上で入札を行う。

よって、定める内規は次のとおりとする。

京都府内のJA組合員及び京都府生産協議会員が、京都府内地域で生産した茶生芽を京都府内の荒茶工場で製造したもの